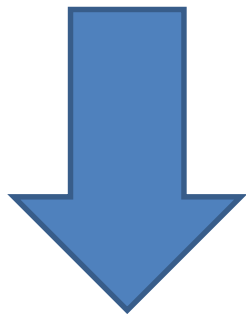


消費者安全法の通知制度について

平成26年11月17日
消費者庁 消費者安全課

消費者行政推進基本計画(平成20年6月閣議決定)より

- 明治以来、我が国は各府省庁縦割りの仕組みの下それぞれの領域で事業者の保護育成を通して国民経済の発展を図ってきたが、この間「消費者の保護」はあくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割りの行われてきた
- 消費者が、安全性を欠く製品・役務によって事故にあっても、そうした事故情報を一元的に集約する機関がなく、事故情報の活用も十分とはいえなかった



消費者庁の設置・消費者安全法の制定

行政のパラダイム(価値規範)転換

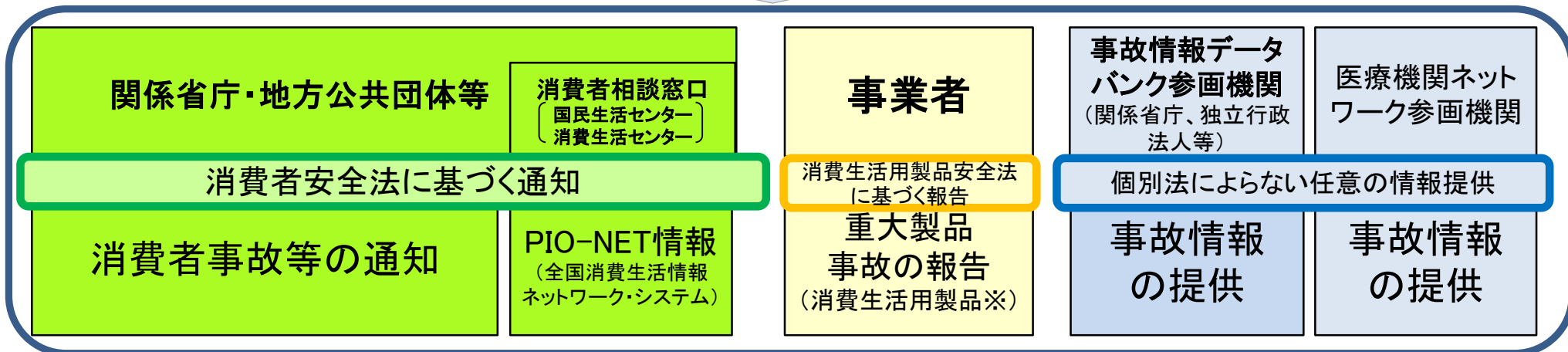
(行政を「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」の観点から積極的に見直す)

- 消費者庁は、消費者行政の「一元化」を実現することが任務
- 消費者庁は、消費者安全法に基づき、消費者、事業者、その他の関係者からの情報を集約し、多角的、総合的に事実確認、情報分析を迅速に実施

消費者庁の事故情報の収集・活用の全体像

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等



事故情報の登録

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいう。(他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができる認められる事故として政令で定めるもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く。)

消費者庁(事故情報を一元的に集約)

注意喚起等

消費者

意見・措置要求等

各省庁

処分・指導等

事業者

すき間事業の措置

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3～4 略

<本条の趣旨>

消費者庁に、いわゆる行政機関が了知した消費者事故等の情報を一元的に集約

<通知義務者>

国の行政機関、地方公共団体、国民生活センター

(消費者、民間事業者、国民生活センター以外の独立行政法人は、通知義務者ではない)

消費者事故とは

○消費者による、商品・役務等の使用・利用に伴う事故(※1)であり、死亡、負傷又は疾病等(1日以上の治療期間)を伴うもの。ただし、その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らか(※2)であるものを除く

(※1) 商品には教育・保育施設内の遊具・設備等が、役務には教育・保育等のサービスが含まれる。消費者の使用・利用が前提であり、労働災害は原則含まない。また、保護者による通園中の事故等の役務を伴わない事故は含まない。

(※2) 事故の詳細を確認・調査するまでもなく、商品や役務(例：施設の管理体制)に問題がないことが明らかである事故は、消費者事故には該当しない。

通知義務のかかる事故情報

消費者事故のうち、以下の①又は②に該当する情報

①重大事故(死亡、30日以上の傷病等)の情報

⇒ただちに通知することが義務(事故を知って概ね数時間以内)

②被害の拡大、又は同種・類似の消費者事故等の発生のおそれがある情報

⇒すみやかに通知することが義務(事故を知って概ね数日以内)

(備考) ここでは、消費者安全法に基づく通知が必要な「消費者事故等」のうち、教育・保育施設等で多く発生していると考えられる実害の伴う事故(5条1項)のみを記載。消費者安全法ではほかに、「事故が発生するおそれがあるもの」「消費者の財産被害に関する情報」の通知についても規定されている。

○事故情報データベースに寄せられている事故情報は以下のものがある

※事故情報データベースは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関から一元的に集約して提供するシステムで、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として、消費者庁と(独)国民生活センターが連携して運営するもの

【事例1】当該幼稚園の屋上で保育中、園児1名が立てかけてあった子ども用プールによじ登ったところ、プールが倒れ、頭部を強打。病院に搬送されたが、意識不明の重体のうち死亡。(発生年月:2013年6月)

【事例2】保育園で息子が転び、ガードをしていない柱に顔をぶつけて額を9針縫った。今後傷が残ると言われた。(発生年月:2012年10月)

【事例3】保育中に乳児が日光で高温になった滑り台用保護マットの上に置かれ大火傷を負った。(発生年月:2012年9月)

【事例4】保育士が散歩車に子どもたちを乗せている時散歩車が倒れ、子どもの左薬指を切断。(発生年月:2011年4月)

窒息事故

○平成24年7月、保育施設において白玉風のだんごによる窒息死亡事故が発生
→消費者に対して、窒息事故の防止方法及び窒息時の対処方法を注意喚起
→厚生労働省及び文部科学省に、食品・玩具等による窒息事故の防止の取組を要請

プール事故

○消費者安全調査委員会において、神奈川県内の幼稚園におけるプール事故について、事故の原因究明の調査を実施し、文部科学省、内閣府及び厚生労働省に事故防止について意見を提出

(調査委員会の意見の例)

- ・適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えの取組を行うよう周知徹底
- ・プール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法を情報提供

○その後、平成26年7月にも京都府内でプールでの死亡事故が発生したことを踏まえ、消費者庁から文部科学省、内閣府及び厚生労働省に事故防止の取組を要請

○消費者庁に一元化された事故情報について、「事故情報データベース」として整理・公表
○事故情報データベースは、地方公共団体、報道関係者、研究者、消費者等の様々な主体によって、事故防止に活用されることを期待

事故情報データベースの概要

○平成21年度以降の日常の身の回りの製品、食品、サービスなどによる事故等が約13万件登録されており、関心のある分野の事故情報を検索できる。

○掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要。

○当該事故が製品等に起因していることが判明している場合は、事業者名、商品名が閲覧できる。



トップページ

事故情報データベースシステム 生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています

トップ ヘルプ よくある質問 お問い合わせ リンク集 文字を標準に戻す 文字を大きくする

事故情報データベースシステム

事故情報データベースシステムは、関係機関より「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムです。
このシステムは消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して、関係機関の協力を得て実施している事業です。

事故情報トピックス

注目事故情報

- 電子レンジ【New】
- 音楽プレイヤー【New】
- 電気カーペット
- スマートフォン充電器

注目事故情報リスト

- 高齢者の事故情報リスト
- 子どもの事故情報リスト
- 充電器の事故情報リスト
- 自転車の事故情報リスト

検索ワードランキング

1 柔軟剤	6 太陽光
2 レーシック	7 自動車
3 化粧品	8 エネファーム
4 ホース	9 衣料品
5 エコキュート	10 かゆみ

事故情報を閲覧する 過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。

登録件数(H21年9月～)
130,022件

複数の単語をスペース区切りで指定できます
何も入力せずに検索すると、全ての事故情報を検索します

フリーワード入力

フリーワードで検索する 詳しい条件で検索する

関係機関からの注目情報・お知らせ

事故情報データベースからのお願い

- ボタン電池を使用した商品に注意—乳幼児の誤飲により、化学やけどのおそれも—(国民生活センター)【New】
- 事故情報データベースは皆様のご意見を踏まえながら改善を続けます。

- 消費者庁では、「子どもを事故から守る」ためのさまざまな取組を行う「プロジェクト」を実施
- その一環として、メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」を毎週配信

子ども安全メールの概要

- 毎週木曜日にメール配信
- 主に、0歳～小学校入学前の子どもの安全情報を配信
- 事故予防の豆知識や、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起などを配信
- 危ない！と思った体験談、けがを防ぐための工夫も募集し、紹介
- メルマガ登録者数：約2.6万人

～広報チラシ～



消費者庁
Child Safety Project

子どもの安全、携帯しよう。

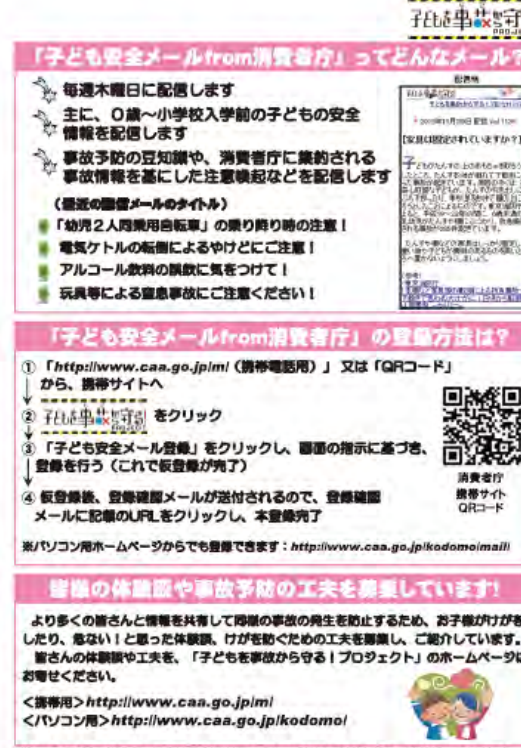
子ども安全メールfrom消費者庁

登録はこちら！

消費者庁
携帯サイト
QRコード

子どもの事故に関する情報や豆知識を
あなたの携帯電話に配信します！

<http://www.caa.go.jp/mi> (携帯電話用) <http://www.caa.go.jp/kodomo/> (パソコン用)



子ども事故守りプロジェクト

「子ども安全メールfrom消費者庁」ってどんなメール？

- 毎週木曜日に配信します
- 主に、0歳～小学校入学前の子どもの安全情報を配信します
- 事故予防の豆知識や、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起などを配信します

(最近の配信メールのタイトル)

- 「幼児2人同乗用自転車」の乗り降り時の注意！
- 電気ケトルの転倒によるやけどにご注意！
- アルコール飲料の誤飲に気をつけて！
- 玩具等による窒息事故にご注意ください！

「子ども安全メールfrom消費者庁」の登録方法は？

- 「<http://www.caa.go.jp/mi> (携帯電話用)」又は「QRコード」から、携帯サイトへ
- 子ども事故守りプロジェクト をクリック
- 「子ども安全メール登録」をクリックし、画面の指示に基づき、登録を行う (これで仮登録が完了)
- 仮登録後、登録確認メールが送付されるので、登録確認メールに記載のURLをクリックし、本登録完了

※パソコン用ホームページからでも登録できます：<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail>

皆様の体験談や事故予防の工夫を募集しています！

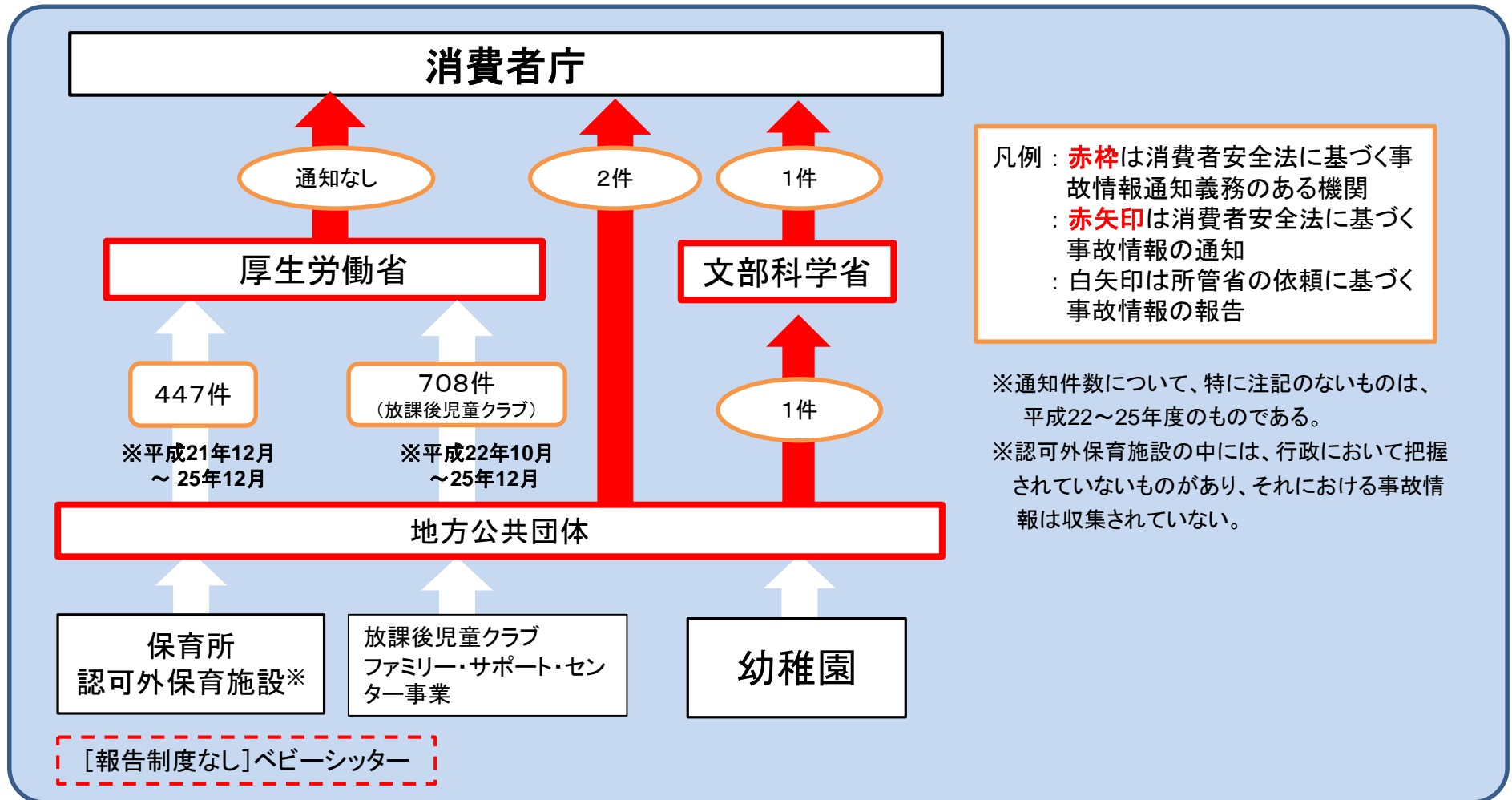
より多くの皆さんと情報を共有して子供の事故の発生を防止するため、お子様がけがをしたり、危ない！と思った体験談、けがを防ぐための工夫を募集し、ご紹介しています。皆さんの体験談や工夫を、「子どもを事故から守る」プロジェクトのホームページにお寄せください。

<携帯用> <http://www.caa.go.jp/mi>
<パソコン用> <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

本リーフレットの問い合わせ先：消費者庁消費者情報課 電話 03-3507-8800 (代碼) FAX 03-3507-9295

教育・保育施設等に関する通知状況

○関係行政機関において、消費者安全法の通知義務が遵守されていないおそれ



- 子ども・子育て支援新制度の事故情報収集の取組を確実に実施することが求められている。

内閣府、文部科学省、厚生労働省(以下「関係府省」という。)は、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の施行に向けて、関係府省において開催されている教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(以下「事故再発防止策検討会」という。)において、事故情報収集の仕組みを検討するに当たっては、消費者庁の協力を得て、消費者安全法に基づく通知制度を含めて検討すること。

- 教育・保育施設等において、消費者庁が把握している事故の件数と、厚生労働省及び文部科学省が把握している事故の件数との間にかい離があり、消費者安全法に基づく事故情報の通知が適切になされず、消費者庁に事故情報が一元化されていない。
- 両省及び地方公共団体において、「事故情報を消費者庁に一元化し、政府全体で事故の再発防止を図っていく」という消費者安全法の意義が十分に理解されていない。

(3)消費者庁は、消費者安全法に基づく事故情報の通知制度について、関係府省に対し、消費者庁へ通知する教育・保育施設等における事故情報の範囲や通知方法を継続的に周知し、必要に応じて通知を督促すること。

また、関係府省は、教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合には、消費者安全法に基づき、事故情報が漏れなく消費者庁に通知されるようにすること。

そのため、関係府省は、通知の対象となる消費者事故等が発生した場合の事故情報の通知に関して、地方公共団体の教育・保育施設担当部局から所管府省を経て消費者庁へ通知する方法を含めて検討するとともに、地方公共団体を通じて、教育・保育施設等に対して事故情報の報告について協力を求めること。

- 消費者事故等が発生した場合には、消費者安全法に基づき、事故情報が漏れなく消費者庁に通知されるようにすることが必要
- このため、地方公共団体(特に基礎自治体)の教育・保育施設等の担当部局に対して、消費者安全法の通知義務について、周知することが重要

＜地方公共団体への事故情報の通知義務の周知手法の例＞

- 地方公共団体宛の通知の発出（分かりやすく示すことが重要）
- 各種担当者会議を通じた説明
- 当該施設の所管府省からの督促 等

＜過去の取組＞

- 平成22年1月 保育所及び認可外保育施設における事故の報告について(厚労省)
- 平成21年9月 消費者事故等の通知について(消費者庁・文科省連名)
- 平成24年6月 消費者事故等の通知について(再周知)(消費者庁・文科省連名)